



島根県報

平成18年10月20日 (金)
第 1,822 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|---------------------------------|----------|----|
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 | (高齢者福祉課) | 1 |
| 青少年に販売等してはならない図書類 | (青少年家庭課) | 2 |
| 青少年に観覧させてはならない興行 | (") | 2 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村整備課) | 3 |
| 換地計画書の縦覧 | (") | 4 |
| 保安林の指定の解除 | (森林整備課) | 5 |
| 保安林予定森林 | (") | 5 |
| 解除予定保安林 | (") | 5 |
| 保安林の指定施業要件の変更(2件) | (") | 6 |
| 漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅 | (水産課) | 7 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用地対策課) | 7 |
| 公 告 | | |
| 労働関係調整法の規定に基づく争議行為を行う旨の通知の公表 | (労働政策課) | 7 |
| 特定調達公告 | | |
| 160kV デジタルX線透視装置の調達に係る随意契約の相手方等 | (文化財課) | 7 |
| 人委告示 | | |
| 平成18年度島根県職員(薬剤師)採用試験の実施 | | 8 |
| 雑 報 | | |
| 危険物取扱者試験の実施 | (消防防災課) | 10 |

告 示

島根県告示第969号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|-----------------|----------|-----------------|----------------|
| 有限会社 いわみライフセンター | ケアプランライフ | 浜田市生湯町1268 - 10 | 平成18年 10月2日 |

島根県告示第970号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定番号 | 種 類 | 図 書 名 称 | 発行・出版社名 | 指定の理由 |
|-------|-----|--------------------------------|------------|--|
| 15962 | 雑誌 | I Z U M O 2 学園狂想曲 ビジュアルコレクション | 笠倉出版社 | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 15963 | 雑誌 | 告白！本当にあった近親相姦 | (株)コスミック出版 | |
| 15964 | 雑誌 | 投稿 本当にあった愛の物語 | 宙勢出版 | |
| 15965 | 雑誌 | DVDナックルズ Vol.1 ~漫画実話ナックルズ特別編集~ | ミリオン出版(株) | |

島根県告示第971号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第13条第1項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定番号 | 種 類 | 題 名 | 配給会社名 | 指定の理由 |
|-------|-----|-------------------------------|------------------|--|
| 10867 | 映画 | 人妻アナ露出 秘められた欲求 | オーピー映画 | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 10868 | 映画 | 愛人萌子・性生活 | 新日本映像 | |
| 10869 | 映画 | 平成未亡人下宿 痴漢みだら指 | 新東宝映画 | |
| 10870 | 映画 | 淫婦義母 エマニエル婦人 | 新日本映像 | |
| 10871 | 映画 | 浮気妻 ハメられた美乳 | オーピー映画 | |
| 10872 | 映画 | 新日本映像ニュース 愛人萌子・性生活 | 新日本映像 | |
| 10873 | 映画 | 新日本映像ニュース 淫婦義母 エマニエル婦人 | 新日本映像 | |
| 10874 | 映画 | ド・有頂天ラブホテル 今夜も、満員御礼 | 新日本映像 | |
| 10875 | 映画 | ホスト狂い 渴かない蜜汁 | オーピー映画 | |
| 10876 | 映画 | 淫乱後家殺し | 新東宝映画 | |
| 10877 | 映画 | 新日本映像ニュース ド・有頂天ラブホテル 今夜も、満員御礼 | 新日本映像 | |
| 10878 | 映画 | 薬指の標本 | エイベックス・エンタテインメント | |
| 10879 | 映画 | 親友の恥母 白い下着の染み | 新日本映像 | |
| 10880 | 映画 | 新日本映像ニュース 親友の恥母 白い下着の染み | 新日本映像 | |
| 10881 | 映画 | ブログ告白 熟女のエロい尻 | オーピー映画 | |
| 10882 | 映画 | ふしだらな女 真昼に濡れる | 新東宝映画 | |
| 10883 | 映画 | 人妻とOL あふれる愛液 | 新東宝映画 | |

| | | | |
|-------|----|------------------------------|-------------------|
| 10884 | 映画 | 巨乳看護師 白衣をもみもみ | オーピー映画 |
| 10885 | 映画 | ダニエラという女 | クレストインター ナショナル |
| 10886 | 映画 | 新婚性教育 制服の花嫁 | オーピー映画 |
| 10887 | 映画 | ラブホ・メイド 発射しちゃダメ | オーピー映画 |
| 10888 | 映画 | SEX捜査局 くわえ込みFILE | オーピー映画 |
| 10889 | 映画 | ホステル | ソニー・ピク チャーズ |
| 10890 | 映画 | 悩殺若女将 色っぽい腰つき | オーピー映画 |
| 10891 | 映画 | オリジナル版「闇打つ心臓」「ロンドン・コ リング」 | バンダイイジュア ル |
| 10892 | 映画 | 兄貴と俺 好きと言えなくて | オーピー映画 |
| 10893 | 映画 | 妻のいところ 情炎に流されて | オーピー映画 |
| 10894 | 映画 | 氷の微笑 2 | シナジー |
| 10895 | 映画 | 妻たちの絶頂 いきまくり | 新東宝映画 |

島根県告示第972号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

出雲市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

西尾 理弘 出雲市小山町260番地38
 木次 誠 出雲市武志町352番地 5
 野津 邦男 出雲市東神西町408番地
 神谷 湧三 出雲市大津町389番地
 佐藤 義太 出雲市荻杼町229番地 1
 福田 修彦 出雲市東林木町622番地
 三成 重徳 出雲市矢尾町758番地
 北村 肇 出雲市渡橋町132番地 1
 鎌田 重吉 出雲市今市町414番地
 安達 高治 出雲市下横町128番地
 米原 稔 出雲市浜町1762番地
 岸 毅 出雲市上塩冶町1562番地
 伊藤 弘之 出雲市古志町3987番地 5
 川上 廣盛 出雲市荒茅町371番地
 矢野 利治 出雲市知井宮町1500番地 1
 石飛 克徳 出雲市大島町976番地
 曾田 進 出雲市上島町2718番地 1

渡部喜代男 出雲市所原町5249番地 2
児玉 純男 出雲市稗原町2940番地
今岡 壽夫 出雲市乙立町438番地

監事

新宮 文夫 出雲市東林木町1437番地
渡部 幸延 出雲市東園町1092番地
布野 正行 出雲市西神西町891番地

2 就任年月日

平成18年10月4日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

西尾 理弘 出雲市小山町260番地38
木次 誠 出雲市武志町352番地 5
野津 邦男 出雲市東神西町408番地
神谷 湧三 出雲市大津町389番地
竹下 正巳 出雲市中野町104番地
新宮 文夫 出雲市東林木町1437番地
馬庭 武由 出雲市江田町104番地
北村 肇 出雲市渡橋町132番地 1
鎌田 重吉 出雲市今市町414番地
安達 高治 出雲市下横町128番地
米原 稔 出雲市浜町1762番地
岸 毅 出雲市上塩冶町1562番地
勝部 幸夫 出雲市古志町2560番地
川上 廣盛 出雲市荒茅町371番地
矢野 利治 出雲市知井宮町1500番地 1
馬庭 正徳 出雲市西神西町790番地 1
山田 員人 出雲市上島町3029番地
奥井 豊 出雲市所原町1416番地
吉田 武夫 出雲市稗原町2147番地 7
今岡 壽夫 出雲市乙立町438番地

監事

鐘推 明信 出雲市大津町1579番地
三谷 時雄 出雲市古志町2111番地
岡田 政男 出雲市下古志町1013番地

島根県告示第973号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（頓原）地区佐見工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成18年10月20日から21日間
- 3 縦覧の場所
飯南町役場

島根県告示第974号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
江津市都野津町2308 - 39
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第975号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市吉田町吉田字大吉田3410 - 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第976号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市山口町山口字宮山1573 - 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第977号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和36年8月25日農林省告示第903号

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第978号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
雲南市吉田町吉田字大吉田3411、3416
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第979号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成14年島根県告示第850号による保険に付すべき義務は、平成18年9月19日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根町加入区

島根県告示第980号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成 果 の 名 称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-----------|-------|----------|-------------|
| | | 地 籍 図 | 地 籍 簿 | | |
| 横田町 | 平成14年度～16年度 | 10枚 | 1冊 | 大馬木1 | 平成18年10月12日 |

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成18年10月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成18年11月10日から問題解決までの間

場所 次の各病院において、組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、第二出雲市民リハビリ病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田日赤病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為、並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年10月20日

島根県教育委員会教育長 藤原 義光

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
160kVデジタルX線透視装置（文化財用） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県教育庁文化財課古代文化センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年9月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
有限会社友田大洋堂 島根県松江市嫁島町13-34
- 5 随意契約に係る契約金額
39,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第8号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成18年度島根県職員（薬剤師）採用試験を次のとおり実施する。

平成18年10月20日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

- 1 受付期間
平成18年10月25日（水）～同年11月24日（金）
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、11月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、11月17日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。
- 2 採用予定人員及び職務内容

| 採用予定人員 | 職務内容 |
|--------|--|
| 2名 | 島根県の諸機関に勤務し、医薬品の調剤、薬事に関する指導、食品の安全確保、生活衛生関係等の業務又は試験研究に従事する。 |

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

- 3 受験資格
 - (1) 年齢、資格等
昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、薬剤師の免許を有するもの又は平成19年6月30日までに取得見込みのもの。
 - (2) 次の各号に該当しない者
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 日 時 | 試験地及び試験場 | | 合 格 発 表 |
|--|-------------|-------------------------------|---|
| 平成18年12月9日(土) ～12月10日(日) 受付時間 8:40～8:50 試験開始時間 9:30 | 松 江 市 | 12月9日 島根県職員会館 (松江市内中原町) | 12月21日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。 |
| | | 12月10日 島根県庁会議棟 (松江市殿町) | |

5 試験の種目、配点及び内容

| 試験種目及び配点 | 内 容 |
|------------|----------------------------------|
| 教養試験(150点) | 公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験 |
| 専門試験(150点) | 専門的な知識及び能力について、択一式による筆記試験 |
| 論文試験(200点) | 文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験 |
| 面接試験(500点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接 |
| 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 |
| 身体検査 | 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出) |

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「薬剤師請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「薬剤師申込」と朱書きし、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 3の受験資格を満たさない場合は、採用される資格を失う。

8 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

初任給の例(平成18年4月1日現在)

| 学 歴 | 年 齢 | 初任給月額(減額前) |
|-----|-----|------------|
| 大学卒 | 22歳 | 176,100円 |

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成18年10月20日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類

乙種第4類危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成19年1月14日（日）13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、浜田市、益田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

(2) 受験願書受付期間

平成18年11月13日から11月27日まで（郵送の場合は、11月27日の消印有効。）

(3) 受験手数料

乙種第4類危険物取扱者試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）、各消防本部、各地区危険物保安協会

(2) 郵送により請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690 - 0882

松江市大輪町420 - 1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852 - 27 - 5819 F A X 0852 - 25 - 8242